令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価

及び設計業務委託等技術者単価の特例措置について

１　措置の概要

令和６年３月から適用する市の公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）の決定に伴い、２に定める工事及び建設コンサルタント業務等（以下、「対象工事等」という。）の受注者は、請負代金額（業務委託料）の変更の協議を書面（別紙様式第１号又は第２号）により請求することができることとする。

２　具体的な取扱い

令和６年３月１日以降に契約を締結する対象工事等のうち、令和５年３月から適用している市の公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価により予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額（業務委託料）に契約変更を行う。

変更後の請負代金額（業務委託料）＝Ｐ新×k

この式において、Ｐ新及びkは、それぞれ以下を表すものとする。

Ｐ新：新労務単価、新技術者単価及び当初契約時点の物価（契約時点の最新設計単価）により積算された変更設計額

ｋ ：当初契約の落札率

３　その他

落札者決定通知後の対象工事等にあっては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結し、契約締結後の対象工事等にあっては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明すること。

（工事用）

別紙様式第１号(標準書式第51条)

令和　　年　　月　　日

請負代金額の変更協議書

　令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価の特例措置について、特例措置を講じていただきたく、協議を請求します。

受　注　者

　㊞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 工事名 | |  | | |
| 工事場所 | | 霧島市　　　　　　　　地内 | | |
| 現契約工期 | | 自　　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日間  　至　　　　　　年　　月　　日 | | |
| 変更理由 | | 本工事が、旧公共工事設計労務単価を適用して予定価格を積算したものであり、令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価の特例措置の対象工事に該当するため。 | | |
| 協議事項 | 変更金額 | 現請負代金額  一金 | 変更増額  一金 | 整理金額  一金 |
| その他 |  | | |

上記のとおり、令和　　年　　月　　日協議し相互に了承しました。

発　注　者　霧島市長　　 　　㊞

受　注　者

　　㊞

（業務委託用）

別紙様式第２号(標準書式第51条)

令和　　年　　月　　日

業務委託料の変更協議書

　令和６年３月から適用する設計業務委託等技術者単価の特例措置について、特例措置を講じていただきたく、協議を請求します。

受　注　者

　㊞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 業務名 | |  | | |
| 業務場所 | | 霧島市　　　　　　　　地内 | | |
| 現契約履行期間 | | 自　　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日間  　至　　　　　　年　　月　　日 | | |
| 変更理由 | | 本業務委託が、旧設計業務委託等技術者単価を適用して予定価格を積算したものであり、令和６年３月から適用する設計業務委託等技術者単価の特例措置の対象業務委託に該当するため。 | | |
| 協議事項 | 変更金額 | 現業務委託料  一金 | 変更増額  一金 | 整理金額  一金 |
| その他 |  | | |

上記のとおり、令和　　年　　月　　日協議し相互に了承しました。

発　注　者　霧島市長　　 　　㊞

受　注　者

　　㊞